

議案第 67 号

さいたま市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
さいたま市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を次のように定める。

平成 21 年 2 月 12 日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

(設置)

第 1 条 介護従事者の処遇の改善を図るという平成 21 年度の介護報酬の改定の趣旨にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、さいたま市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、市が国から交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

(1) さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例（平成 21 年さいたま市条例第

号) 附則第3条に規定する平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例措置をとるための財源に充てるとき。

- (2) 前号に規定する特例措置に係る広報啓発、介護保険料の賦課及び徴収のための電子計算機によるシステムの整備その他当該特例措置の円滑な実施のための準備等に要する費用の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成24年3月28日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。